

をリフレッシュさせることにより労働意欲の向上を図り、併せて地域住民の交流の場を提供するものである。

また、中心市街地外にある観光施設に留まっている観光客を中心市街地に誘導し、商店街の利用者として拡大することにつながるものである。

このような役割を有する本件事業を施行することは、湯前らしい個性的で活気ある中心市街地形成に寄与するものであり、町一部の活性化に留まらず、町全体の活性化にも広がりを持たせるものとして必要不可欠である。

さらに、高齢者が集いグラウンドゴルフ等を楽しむことにより健康づくり・生きがいづくり、ひいては町の医療費抑制等につなげられ、子ども達も交流の中で健全育成が図られる等人づくりにも寄与するものである。

以上により、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであり、土地収用法第20条第4号に掲げる要件を充足するものであると判断される。

(5) 結論

上記(1)から(4)まで述べたとおり、本件事業は土地収用法第20条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。

したがって、湯前町から事業認定申請のあった湯前駅前公園広場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 湯前町役場

熊本県告示第257号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ハートウェル熊本店 熊本市流通団地 2-20-1	株式会社ハートウェル	平成15年3月1日

熊本県告示第258号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社チハラ福祉事業部 宇土郡三角町大字三角浦 1160-69	株式会社チハラ	平成15年3月7日

公 告

熊本県公告第205号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡松橋町大字曲野字琵琶田 1250番1の一部、同1252番1の一部、同1254番1、同1255番1、同1255番2、同1256番1、同1257番1、同1262番1、同1263番1、同1264番、同1272番1、同1272番2及び同1272番3
15,500.22平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名
東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社ダイナム